

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年2月14日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

1 入札に関する事項

(1) 業務の名称

令和6年度京都府立学校児童生徒及び教職員の結核検診業務

(2) 予定数量

ア 胸部エックス線検査 巡回検診 13,055人
イ 胸部エックス線検査 施設検診 43人
リフト 10人
(内訳 児童生徒9,988人、教職員 3,120人)
ウ 精密検査 61人 (内訳 児童生徒 1人、教職員 60人)
エ 胸部エックス線フィルム保管 3,120枚 (ア及びイのうち教職員のものに限る。)

(3) 業務の仕様等

「令和6年度京都府立学校児童生徒結核検診業務に係る仕様書」及び「令和6年度京都府立学校教職員の結核検診業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所

ア 胸部エックス線検査 各府立学校（本校及び分校・68箇所）
ただし、児童生徒仕様書第6の(3)及び教職員仕様書第6の(2)による場合は検診機関
イ 精密検査 検診機関

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第3号館 5・6階
(児童生徒)

京都府教育庁指導部保健体育課 健康安全教育振興係（5階）

電話番号 075-414-5874

(教職員)

京都府教育庁管理部教職員企画課 服務・安全衛生係（6階）

電話番号 075-414-5802

3 仕様書の入手方法

(1) 原則として、本公告に示す入札参加資格審査申請書の交付期間内に、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

(2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、6(1)アの期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、2の場所へ問い合わせの上、入手すること。

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

4 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 入札日現在、京都府が発注する物品又は役務の調達に係る一般競争入札及び指名競争入札(医療・福祉サービスの集団検診)に参加する資格を有し、入札の日が有効期間に含まれる「競争入札参加資格者名簿」に掲載されている者であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 京都府内に営業所等の設置をしていない者

オ 過去に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

(3) 申請書の提出期間の最終日から入札までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるよう、内部規定を定めている者であること。また、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行うことができる者であること。

6 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

公告の日から令和6年2月27日（火）まで

イ 交付方法

(ア) 原則として、アの交付期間中に、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

(イ) 窓口配布を希望する場合は、アの交付期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、2の場所へ問い合わせの上、入手すること。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

2に同じ。

ウ 提出方法

提出期間中（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期間内必着で提出すること。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア) 5（1）に掲げる京都府が発注する物品又は役務の調達に係る一般競争入札及び指名競争入札（医療・福祉サービスの集団検診）に係る「競争入札参加資格者名簿」に掲載されていることが分かる書類（通知書等）の写し

(イ) 法人にあっては商業登記簿謄本及び定款、個人にあってはその者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第16条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産者で復権を得ない者でないことの証明書（いずれも、申請日時点で、発行日から3箇月以内のものに限る。）

(ウ) 営業経歴書及び営業実績調書（第2号様式）

(エ) 5（2）イ及びオに掲げる資格があることを判断できる同種業務の契約実績がわかる契約書の写し。

(オ) 取引使用印鑑届（第3号様式）

(カ) 5（5）の条件を満たすことを証する書類

(キ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第4号様式）及び受任者身分証明書の写し

(ク) 暴力団非該当誓約書（第5号様式）

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格確認の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 参加資格を有する者の名簿への登載等

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和6年度京都府立学校児童生徒及び教職員の結核検診業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、8による資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日までとする。

10 参加資格に係る変更届

申請書を提出した者（7の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第7号様式）により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
- (5) 取引使用印鑑

11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（4及び5(2)各号に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（第8号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。

13 仕様書に係る質問・回答について

仕様書、契約書（案）及びその他添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、業務仕様書に係る質問書（第11号様式）（以下「質問書」という。）により次のとおり受け付ける。

(1) 質問書の提出

ア 提出期間

公告の日から令和6年2月27日（火）まで

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

イ 提出方法

持参、郵送又はFAX送信（期限必着）により提出すること。

（FAX送信の時は、質問書原本を入札当日、持参すること。）

ウ 提出先

〒602-8570

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第3号館 5・6階
（児童生徒）

京都府教育庁指導部保健体育課 健康安全教育振興係（5階）

電話番号 (075)414-5874 FAX番号 (075)414-5863

（教職員）

京都府教育庁管理部教職員企画課 服務・安全衛生係（6階）

電話番号 (075)414-5802 FAX番号 (075)414-5801

エ 郵送及びFAXの場合は、念のため、郵送又はFAXした旨をウまで電話連絡すること。

オ 提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱う。

(2) 回答書の交付

ア 日時

令和6年3月5日（火）午後5時までに交付

イ 交付方法

FAX等による。

(3) 質問書及び回答書の扱い

ア 回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

14 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月6日（水）午後3時から

イ 場所

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第3号館 6階 入札室

(2) 入札の方法

ア 入札書（第12号の1様式）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（第13号様式）を提出することとし、入札書に入札者の住所・氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、1（1）の業務の名称及び「入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 8の資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

ケ 京都府指名競争入札についての確約書（第14号様式）を持参し、入札時刻までに提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

イ 開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したもののみならず。

(10) 入札の無効または失格

次のいずれかに該当する入札は無効または失格とする。なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度の入札に加わることはできない。

ア 4及び5に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者の行った入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為を行った者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加資格確認後に指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札

キ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札を行った者の行った入札

ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札を行った者の行った入札

ケ 委任状を持参しない代理人による入札

コ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

シ 再度入札において、前回入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者の入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

ウ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

15 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

16 入札保証金
免除する。

17 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

18 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下

「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

19 契約書の作成の要否

- (1) 要する。(別紙契約書案により、京都府立学校児童生徒及び教職員ごとに別々に作成するものとする。)
- (2) この入札は、京都府議会において関係予算案の議決を経たことを条件に、令和6年度に契約を締結する。
- (3) この入札に係る令和6年度予算案が京都府議会において議決されない場合は、この入札は執行しなかったものとする。
ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

20 その他

- (1) 1～19に定めるもののほか、規則に定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。